

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、用法・用量を厳守するようお願い申し上げます。

また、一部の医薬品※の販売につきましましては、法令で、原則として、一人一包装（一箱、一瓶等）であり、以下のことを確認することが定められております。

- 一包装を超えて購入しようとする場合はその理由
- 若年者（高校生、中学生等）のお客様につきましましては、身分証等により、氏名及び年齢
- 他の販売店においての当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬等の一部の医薬品